

○現場代理人の兼任に関する取扱いについて

平成 26 年 3 月 17 日 水道事業管理者決裁

平成 28 年 5 月 31 日 一部改正

札幌市水道局建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関して、現場代理人の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、現場代理人の兼任に関する具体的な運用について、下記のとおり取扱うものとする。

記

1 現場代理人の兼任の対象となる工事

次に掲げる要件を全て満たす場合は、原則として、現場代理人の兼任の対象工事とし、同一の者が 2 件までの工事の現場代理人を兼任することができる。

- (1) 札幌市（他企業局を含む。）発注の工事であること。
- (2) 請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事にあっては 7,000 万円）未満であること。
- (3) 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立ち会うことができること。

2 現場代理人の兼任を認めない工事

前記 1 に該当する場合であっても、工事内容等により、施行担当課が現場代理人の兼任を認められないと判断した工事については、告示等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないものとする。

〔告示別表記載例〕 本工事は、現場代理人の兼任を認めない工事である。

3 現場代理人の兼任の特例

前記 1 の規定に関わらず、次のいずれかに該当する水道局発注の複数の工事については、個々の工事の難易度、工事現場相互の条件等を踏まえ、当該複数工事の現場代理人を兼任することを認めることができるものとする。

- (1) 同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事現場相互の間隔が 10km 程度）で施工する密接な関連のある 2 以上の工事（工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事）であって、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用され、同一の専任の主任技術者が管理することができる場合。ただし、主任技術者の専任が必要な工事を含む場合、同一の者が現場代理人を兼任することができる工事は原則 2 件とする。
- (2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつ

て、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであり、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる場合。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限るものとし、一の工事とみなされる全ての工事において同一の者が現場代理人を兼任することができるものとする。

4 兼任の手続きについて

受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、先行工事及び新規工事のそれぞれの監督員（工事主任）に事前に連絡をしたうえで、「現場代理人の兼任届」（別紙様式）を2部作成し、それぞれの監督員（工事主任）に提出すること。また、併せて、監督員（工事主任）が当該現場代理人と常に連絡が取れる体制（連絡員の配置、携帯電話の所持等）を確保しておくこと。

5 適用年月日

平成 28 年 6 月 1 日から適用する。